

四半期報告書

(第23期第1四半期)

株式会社DNAチップ研究所

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月6日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社DNAチップ研究所

【英訳名】 DNA Chip Research Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 的 場 亮

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目15番1号

【電話番号】 03-5777-1700

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 藤 慶 治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目15番1号

【電話番号】 03-5777-1700

【事務連絡者氏名】 取締役 佐 藤 慶 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期 累計期間	第23期 第1四半期 累計期間	第22期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	27,357	39,030	324,501
経常損失 (千円)	70,724	73,281	174,856
四半期(当期)純損失 (千円)	70,712	73,518	172,473
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	642,439	642,439	642,439
発行済株式総数 (株)	5,789,700	5,789,700	5,789,700
純資産額 (千円)	1,031,791	857,100	930,619
総資産額 (千円)	1,091,321	933,071	1,020,981
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	13.25	12.70	30.38
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.43	89.32	88.83

- (注) 1 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 2 第22期第1四半期累計期間、第22期及び第23期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の経営指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況といたしまして、2006年3月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

また、当第1四半期累計期間におきましても、営業損失73百万円、経常損失73百万円、四半期純損失73百万円を計上しております。

そこで当社は、当該状況を改善するために次のような取り組みにより、当事業年度は350百万円の売上確保をめざしております。

①研究事業

i. 当社のノウハウを活用した提案型研究受託の営業強化

研究受託事業におきましては、提案型研究受託の営業強化を図り、従来の大学・研究所中心のビジネスに加え、製薬会社等の企業向けビジネスの拡大を図ってまいります。

ii. 検体の受領からデータ解析まで、顧客ニーズに応じた一気通貫の大型案件の受注確保

大型案件の受注を確実に確保し、売上の拡大を図ってまいります。

iii. 試薬や受託等の外部企業との連携強化

他社との販売連携を実施し、受注件数を拡大してまいります。

iv. 新サービスメニュー開発によるメニューの差別化

お客様の要望の高い新サービスメニューを開発し、他社との差別化を図り受注の拡大を図ってまいります。

②診断事業

i. 肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険適用による事業化

診断事業におきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して肺がんコンパクトパネルの薬事申請に向けた各種薬事試験を行っております。共同研究による臨床有用性の評価と製品価値の向上を引き続き実施し、得られた成果を肺癌学会などの学会での企業セミナーにて公開し、肺がんコンパクトパネル検査の周知および臨床現場への浸透を推進していきます。

ii. EGFRリキッドの臨床現場への普及

診断事業におきましては、EGFRリキッドの公的医療保険適用後の市場への普及に向けた活動を行っております。

iii. 新規診断検査メニューの開発

今後は、EGFRキッド・肺がんコンパクトパネルに続く新たな診断検査の開発を進めてまいります。

iv. MammaPrintの販売拡大

MammaPrintの販売拡大により、従来以上の売上を獲得することに注力いたします。

v. 研究用検査サービスの提供

リキッドバイオブシーの独自技術を中心とした研究用検査サービスおよびAI駆動診断解析コンサルティングサービスを提供し、プロトタイプ試用を通じた検査顧客開拓、さらには次の診断技術のシーズ確立につなげていきます。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期（2021年4月1日～2021年6月30日）におけるわが国経済は、海外経済の回復を背景に製造業では輸出や設備投資が堅調に推移し、プラス成長に転じたものの、3度目の新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令などが個人消費を下押しし、1～3月期の落ち込みはすぐには取り戻せない見通しとなっております。4月には高齢者層を皮切りに国内でのワクチン接種が開始されましたが、景気の持ち直しが明確化するのには、若年層にもワクチンの普及が進む秋以降になると予想されます。一方で今夏開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを巡り感染対策に関する課題も浮上、緊急事態宣言が解除された6月下旬以降は感染者数が再び増加しつつあり依然として先行き不透明な状態にあります。

一方当社が属するヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に需要期待が高まっており、政府も成長戦略の一つと位置付けており、ヘルスケア産業の活性化は今後も引き続き見込まれております。

バイオ業界では、がんゲノム医療時代の幕開けと言える話題として、2019年6月に患者のがん細胞の遺伝子変異を調べて、最適な薬を選ぶ「がんゲノム医療」の遺伝子検査システムに公的医療保険が適用になりました。対象になるのは、原発不明がん、標準治療を終えたがんや希少がんの患者で、これまでは限られた医療機関において、自費で高額な費用をかけ、わずかな可能性にかけて検査を受け、使える薬を探っていたものが、公的医療保険を利用して全国の医療機関で広く検査を受けられるようになりました。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究受託事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッド及び肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認（以降薬事承認といいます）を取得し、2021年5月21日に未固定組織を対象とした検査を、同年8月1日には血漿を対象とした検査の保険算定が開始となりました。薬事試験・申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジーを中心とした診断分野での検査開発をさらに加速していきます。また、次の主力検査として、複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルを開発し、薬事試験を進めております。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、および肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んでおります。

これらの結果、経営成績におきましては、当第1四半期累計期間の売上高は、39百万円（前年同四半期比142.7%）となりました。利益面では、営業損失73百万円（前年同四半期営業損失70百万円）、経常損失73百万円（前年同四半期経常損失70百万円）、第1四半期純損失73百万円（前年同四半期純損失70百万円）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

① 研究事業

研究事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客として、遺伝子関連解析のサービスや解析結果の統計処理のサービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シーケンズ受託解析サービスがあります。共に大学や公的研究機関、製薬会社等の企業に対し積極的な提案型営業を行うとともに、きめ細かなフォローを推進しております。また各種受託解析の実績から顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れると共に、顧客ニーズに合わせた新規サービスメニューの拡充を図っております。

次世代シーケンズと並び注目を集める遺伝子解析として「デジタルPCR受託サービス」や独自の「再生医療研究分野に向けた間葉系幹細胞の品質評価解析サービス（C3チェックサービス）」等新規サービスを展開しております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

マイクロアレイ受託解析サービスならびに次世代シーケンズ受託解析サービスは、前年度と比較し受託件数が伸びました。この分野において当社が重要な位置づけとなり、お客様の研究に貢献いたしました。その結果、

当事業年度の研究事業の売上高は35百万円（前年同期比134.6%）となりました。

②診断事業

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する、EGFRリキッドおよび、肺がんの分子標的薬の適用となる遺伝子異常を一括検査可能な肺がんコンパクトパネルの市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。EGFRリキッドは、2020年7月31日に薬事承認を取得し、2021年5月21日に保険収載いたしました。この検査は、低侵襲的な血液遺伝子検査により、血中に微量に存在する血中腫瘍DNA上のEGFR変異を次世代シーケンス法により高感度に検出するリキッドバイオプシー検査です。肺がん組織の生検（気管支鏡検査、CTガイド化生検）は、侵襲性が高く患者さんへの負担も大きいことから、リキッドバイオプシー検査への期待が高まっています。また、EGFRリキッドに続いて、肺がん組織検査に特化した高感度一括遺伝子検査パネル（肺がんコンパクトパネル）を開発中です。コンパクトパネルは、EGFR・ALK・ROS1・BRAF・METの5つのコンパニオン診断可能な遺伝子と近い将来分子標的治療薬の上市が予定されているいくつかのターゲット遺伝子が対象です。薬事申請に向けて開発を進めております。

また、希少変異検出の技術を発展させたNOIR-SS技術（分子バーコード技術を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術）により、高感度に複数遺伝子を一括解析可能なリキッドバイオプシー検査サービスを研究用検査として提供しております。希少変異検出の独自特許技術及び薬事試験を通して培ったノウハウ、クリニカルシーケンスグレードでの精度管理・レポートシステムを活用し、リキッドバイオプシー分野での研究推進・医療現場での遺伝子解析の普及促進に貢献してまいります。NOIR-SSのみならず、診断技術・検査開発を通して得られた実験解析技術とノウハウが多数集積してきております。これらの経験と独自技術を活かし、リキッドバイオプシー分野を中心に臨床研究をサポートする研究用検査サービスを強化して参ります。また、大規模な解析結果から有益な情報を効率的に導き出すビッグデータ解析、AI技術開発も進めており、次世代型診断技術開発への応用やシーズ探索の効率化、検査系システムの頑健化・効率化に繋げていきます。

その他の検査メニューとして、遺伝子解析を用いた関節リウマチの薬剤効果予測検査、うつ病を含む精神疾患の診断技術の開発も積極的に進めております。また、乳癌手術後の再発リスクを測定し情報を提供するMammaPrintのサービスを病院・クリニック向けに展開しております。

当事業年度の診断事業はEGFRリキッドの販売開始及び間近に控えた肺がんコンパクトパネルの申請準備を行うとともに、MammaPrintの拡販、他解析案件により売上高は3百万円（前年同期比459.1%）となりました。

当第1四半期会計期間末における財政状態につきましては、総資産が933百万円となり、前事業年度末に比べ87百万円減少しております。主な要因は次のとおりです。

（流動資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は736百万円で、前事業年度末に比べ88百万円減少しております。

主な要因は現金及び預金が40百万円減少、受取手形及び売掛金が71百万円減少、貯蔵品が15百万円増加したことなどによります。

（固定資産）

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は196百万円で、前事業年度末に比べ微増となっております。

主な要因は、投資その他の資産が12百万円減少、将来の事業化に資する無形固定資産であるソフトウェア制作による費用15百万円の増加及び減価償却費2百万円の減少などによるものです。

（流動負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は66百万円で、前事業年度末に比べ14百万円減少しております。

主な要因は買掛金の減少11百万円によるものです。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は9百万円で、前事業年度末に比べ微増であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は857百万円で、前事業年度末に比べ73百万円減少しております。

これは、四半期純損失による利益剰余金73百万円の減少によるものです。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は、12百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数の重要な変動はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間における生産、受注及び販売の実績は、ほぼ予定通りとなっており、著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備に重要な変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,080,000
計	10,080,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,789,700	5,789,700	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	5,789,700	5,789,700	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	—	5,789,700	—	642,439	—	670,018

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である2021年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,787,600	57,876	—
単元未満株式	普通株式 2,000	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,789,700	—	—
総株主の議決権	—	57,876	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が37株含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社DNAチップ研究所	東京都港区海岸一丁目15番 1号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、清友監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	620,801	580,174
受取手形及び売掛金	149,718	78,675
商品	0	0
仕掛品	-	748
貯蔵品	3,019	18,984
前払費用	49,490	49,871
その他	1,707	7,805
流動資産合計	824,737	736,260
固定資産		
有形固定資産	17,359	16,806
無形固定資産	104,468	118,141
投資その他の資産	74,415	61,863
固定資産合計	196,243	196,811
資産合計	1,020,981	933,071
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,427	37,886
その他	32,222	29,017
流動負債合計	81,650	66,903
固定負債		
退職給付引当金	8,711	9,067
固定負債合計	8,711	9,067
負債合計	90,361	75,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	642,439	642,439
資本剰余金	670,018	670,018
利益剰余金	△405,443	△478,962
自己株式	△92	△92
株主資本合計	906,920	833,401
新株予約権	23,698	23,698
純資産合計	930,619	857,100
負債純資産合計	1,020,981	933,071

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	27,357	39,030
売上原価	41,009	55,831
売上総損失(△)	△13,652	△16,801
販売費及び一般管理費	57,074	56,510
営業損失(△)	△70,727	△73,311
営業外収益		
還付消費税等	3	2
保険配当金	-	36
営業外収益合計	3	38
営業外費用		
為替差損	0	8
営業外費用合計	0	8
経常損失(△)	△70,724	△73,281
特別利益		
新株予約権戻入益	249	-
特別利益合計	249	-
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前四半期純損失(△)	△70,475	△73,281
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等合計	237	237
四半期純損失(△)	△70,712	△73,518

【注記事項】

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

当第1四半期（2021年4月1日～2021年6月30日）におけるわが国経済は、海外経済の回復を背景に製造業では輸出や設備投資が堅調に推移し、プラス成長に転じたものの、3度目の新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令などが個人消費を下押しし、1～3月期の落ち込みはすぐには取り戻せない見通しとなっております。4月には高齢者層を皮切りに国内でのワクチン接種が開始されましたが、景気を持ち直しが明確化するのには、若年層にもワクチンの普及が進む秋以降になると予想されます。一方で今夏開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを巡り感染対策に関する課題も浮上、緊急事態宣言が解除された6月下旬以降は感染者数が再び増加しつつあり依然として先行き不透明な状態にあります。

このような状況の中、当社においても新型コロナウイルス感染症が今後も継続し受注に何らかの影響を与えるとの仮定を置いて固定資産の減損等に関する会計上の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは最善の見積りではありますが、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済環境への影響が変化した場合には、上記見積りの結果に影響し、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

売上高の季節的変動

当社は、事業の性質上、売上高が第4四半期会計期間に集中する傾向があり、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	3,448 千円	4,397 千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

2020年3月6日発行の第4回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)の行使に伴う新株の発行による払込みを2020年4月10日から2020年6月10日の期間に渡り受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ226,219千円増加しております。この結果、当第1四半期会計期間末において資本金が642,439千円、資本準備金が670,018千円となっております。

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計
	研究事業	診断事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	26,677	680	27,357	—	27,357
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	26,677	680	27,357	—	27,357
セグメント損失(△) (注) 2	△23,937	△17,875	△41,812	△28,914	△70,727

(注) 1. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計
	研究事業	診断事業	計		
売上高					
マイクロアレイ受託解析サービス	21,643	—	21,643	—	21,643
次世代シーケンス受託解析サービス	13,785	—	13,785	—	13,785
検査業務サービス	—	1,500	1,500	—	1,500
その他	480	1,622	2,102	—	2,102
顧客との契約から生じる収益	35,908	3,122	39,030	—	39,030
外部顧客への売上高	35,908	3,122	39,030	—	39,030
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
セグメント損失(△) (注) 2	△21,879	△21,910	△43,789	△29,522	△73,311

(注) 1. 調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

当第1四半期会計期間より、2021年4月1日付の組織変更に伴い従来「研究受託」及び「診断」としていた報告セグメントの名称を「研究事業」及び「診断事業」に変更しております。

また、報告セグメントごとの業績をより適正に反映させるため、報告セグメント間の経費の配賦方法を見直し、報告セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っております。

なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報については、変更後の名称及び算定方法により作成したものを記載しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載したとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失(円)	13.25	12.70
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	70,712	73,518
普通株式に係る四半期純損失(千円)	70,712	73,518
普通株式の期中平均株式数(株)	5,336,446	5,789,563

(注) 第22期第1四半期累計期間及び第23期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益に

については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月5日

株式会社DNAチップ研究所
取締役会 御中

清友監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴 田 和 彦 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。